

	該当箇所	いただいたご意見	市の考え方
1	P12(P26) 【災害に強い社会基盤の整備】	180号線の土手の補強について、コンクリート(ブロック)による補強をお願いいたします。(参考:高梁市広瀬まではコンクリートブロックによる施工をしているが、総社市は何故しないのか?)	国道180号は緊急輸送道路に指定されており、災害時には避難、救助、物資供給などの経路として重要な役割を果たすべき路線です。しかしながら今回の災害においても、隣接する高梁川の氾濫による冠水によって道路が寸断し、住家も多数浸水するなど、その機能を十分に発揮できていないと言わざるを得ません。この度いただいたご意見も参考にしながら、12ページに記載のとおり、国道180号が災害に強く安全で強靱な道路となるよう道路管理者の国に対して強く要望していくとともに、高梁川の治水対策についても、河川管理者である国や県に対して強く働きかけていきます。
2	P12(P26) 【災害に強い社会基盤の整備】	作原の土手の施工について、現在川側の竹藪の撤去作業を実施しているが、その所に180号線バイパスとして設置してもらいたい。冬は、竹藪で日があたらず凍結しスリップ事故あり、踏切が国道と近いため踏切事故も多発、そんなことも防止でき一石二鳥だと思います。	
3	P12(P26) 【災害に強い社会基盤の整備】	河川の砂利の撤去については、総社市全域(高梁市広瀬下流より)としてください。砂利の撤去量については、昭和50年初め頃の川の位置まで全域下げてください。(昭和40年代は至る所で砂利業者が入り取っていたおかげで、昭和47年水害では3日間で780mmの雨が降ったにも関わらず美袋地区に被害は出ていなかった。)昭和40年代の様に業者に入札させ販売すれば総社市に金が入ると河川の低下につながり一石二鳥と思いますが。	12ページに記載のとおり、高梁川の土砂の浚渫(しゅんせつ)については、河川管理者の国や県が流下能力の不足している箇所について緊急的に実施しているところです。今後も皆様のご意見やご要望を河川管理者の国や県に適切に届けて、円滑な事業の推進が図れるように密接な連携をとっていきます。
4	P12(P26) 【災害に強い社会基盤の整備】	国道180号冠水対策事業の概要に「作原入口から下倉橋手前まで」の範囲を追記願う。	12ページに記載のとおり、国道180号の冠水対策に関する国や県への要望については、この度ご意見をいただいた区間も含まれていますが、その他にも対策を要する区間がありますので、計画には区間を指定せず記載しています。
5	P14(P15) 【防災拠点の整備】	現井尻野幼稚園の跡地を避難所として整備し、備蓄用の倉庫を整備したと思う。	14ページ、15ページに記載のとおり、防災拠点の整備や避難所の見直しの中で、いただいたご意見も参考にしながら検討していきます。
6	P14(P26) 【防災拠点の整備】	日羽地区への避難場所設置について(昭和公民館日美分館日羽分室を設置) 災害対策として常に問題提起されている日羽地区の避難場所の設置について、平成29年度「ガラス張り公開市長室」の会場において、日羽地区総区長から強い要望が出されていた案件でもあります。この度の災害においても必要性を強く感じます。同じ日美地区として分室設置により、分館活動も今以上に活発化するものと考えます。よろしくご詮議願います。	ご意見のとおり、今回の災害を通じて日羽地区における避難所の必要性について改めて認識を強めています。14ページに記載のとおり、防災拠点としての避難所施設の設置について、場所や施設の種別など、いただいたご意見も参考にしながら、地元の皆様としっかり協議して実施していきます。
7	P14 【NPO等民間組織との協働】	NPO・ボランティア団体や地域団体の育成について 本災害においても、NPO・ボランティア団体や地域団体(以下「NPO」といいます。)による支援活動が被災者の生活再建に非常に重要であることを私たちは経験しました。そこで、復興計画にも、NPOとの協働について記載がありましたが、さらに貴市におけるNPOに対する財政支援などによるNPOの育成についても、盛り込むべきと考えます。育成については、貴市からの財政面の援助も重要ですが、本災害におけるもたらそう基金(公益財団法人みんなでつくる財団おかもやま設立)などの民間資金がNPO活動を支えました。また、来年度からは休眠預金の活用も開始されます。さらに、最近ではクラウドファンディングにより、広く多くの市民から活動資金をNPOが集める事例が増えてきております。そこで、民間資金をNPOが活用できるような仕組み作りを行うことも復興計画に盛り込むことを提言します。	今回のような大災害への対応においては、行政の力だけでは限界があり、ボランティア団体やNPO、企業など民間組織の協力なくしては乗り越えられなかったと実感しています。14ページに記載のとおり、災害対応力の強化のため、NPO等の民間組織との協働をより進めていき、いただいたご意見も参考にしながら、その手法についても検討していきます。
8	P15 【避難所の見直し】	避難所について 復興計画において、避難所の見直しについて多くの記載があったことはとても素晴らしいことです。本災害では、避難所にダンボールベッドが導入されましたが、充分なくつろげるスペースや十分な食事の提供がなされていません。災害時においても憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を市民に保障することは、自治体の責務ですので、復興計画に記載されているものに加え、今後の災害に備えるために避難所での衣食住の充実の具体策も復興計画に含めることを提言します。	市民が安心して避難できる施設の確保は急務であると考えています。今回の災害をふまえ、15ページに記載のとおり、避難所備蓄品等の整備を計画的に行うとともに、避難所となる小・中学校の体育館へ多目的トイレを計画的に整備するなど、避難所での衣食住の充実に努めていきます。
9	P15 【避難所の見直し】	過疎化、高齢化率の高い地域の防災マップ作りを優先する。	15ページに記載のとおり、地域防災マップの作成については、いただいたご意見も参考にしながら、危険箇所が多い地域を優先するなど、計画的に実施していきます。
10	P15 【避難所の見直し】	現在の指定避難所を見直し、自主防災組織等と相談の上各地区の地理的特性を考慮した1次避難所、2次避難所などその災害予想に沿った具体的な場所を決めておく。	避難所の指定については、15ページに記載のとおり、各地域の危険箇所や避難場所などを自主防災組織等と共有し、いただいたご意見も参考にしながら見直しを図っていきます。

	該当箇所	いただいたご意見	市の考え方
11	P15 【避難所の見直し】	避難所は行政の施設だけでなく民間、企業の建屋を利用できるように連携しておく。	15ページに記載のとおり、民間組織等との相互理解のもと、防災協定締結により、一時避難所として民間施設を利用することも考慮しながら、避難所の見直しを図っていきます。
12	P15 【避難所の見直し】	各指定避難所毎に行政、施設(学校など)、地区コミュニティ、社協、自主防災組織、防災士等と協議して、施設利用計画、運営組織、役員等を決め「避難所運営マニュアル」を準備しておく。	15ページに記載のとおり、避難所マニュアルについては、いただいたご意見も参考にしながら、地域や関係機関と連携し協同で運営していけるように作成していきます。
13	P15 【避難所の見直し】	要配慮者各人毎の避難支援者、避難ルート等具体的に決めておく。	20ページに記載のとおり、要配慮者への避難支援については自主防災組織など地域内の各団体と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制を確立していきます。
14	P17 【災害に強い情報収集・伝達力の向上】	全ての住民への緊急連絡が著しく遅く、その時間差も大きかった。 雨天の深夜と言う事もあるが全住民に電話連絡は最低の連絡手段ではないかと思いません。80歳以上の高齢者を優先して避難指示を伝えましたが本当に湛井堤防が決壊していたらと思うとゾッとします。 そこではFMくらしきを使った防災無線拡声器の計画的な設置が絶対必要だと思います。	緊急情報の連絡手段については、多様な方法により対応する必要があると考えています。 今回の災害では、電話連絡、広報車、緊急告知FMラジオ「こくっち」やメールマガジンなどに加え、SNSによる情報提供も有効であったとアンケート結果等で認識しています。 そこで17ページに記載のとおり、これまでの情報伝達手段に加え、サイレンを計画的に設置し、更なる情報伝達体制の充実を図っていきます。
15	P17 【災害に強い情報収集・伝達力の向上】	下倉地区では7月6日深夜から翌日夜まで停電をしていた。 草田地区に住んでいる人と連絡を取ろうとしたが、繋がらなかった。後日聞いてみると家は浸水で固定電話が使えず、携帯電話も日羽地区にある中継局が浸水した影響で電波状態が悪く使えなかった。停電のため携帯の充電も無くなり連絡手段が全く無くなり大変困ったと聞いた。 市長は議会でも本部では携帯が使えていた…といった内容のことを言っていたが、災害現場の実態をどこまで知っていたのか？ この計画の中でも、災害時の通信手段をどうするのか？ 市役所にいる市長をはじめとした職員の皆様も災害時には電話は使用できないという前提で無線機の導入などを具体的に記載したほうが良いと思います。	17ページに記載のとおり、下倉の草田地区など災害時に孤立する可能性のある地域にはいち早く職員を派遣し、現地の状況を正確に把握する体制の整備を行います。そのなかで、現地との連絡手段についても、消防団とも連携し携帯電話が使用できない非常事態も想定して対応策を検討していきます。
16	P20 【災害を風化させないための取組】	災害遺構について 復興計画にも本災害の経験を後世に語り継ぐことが書かれていましたが、災害遺構を公式に決定して後世に目に見える形で残すことを提言致します。	20ページに記載のとおり、今回の災害を風化させない取組として、記憶委員会の設置による災害対応の検証と記録の継承、また浸水表示板の設置による浸水深の明示などにより、災害の記憶を後世へ伝えていき、防災意識の向上へとつなげていきます。
17	P20(P15) 【要配慮者の避難支援体制の明確化】	具体的な事例が発生した時どうすべきか苦慮する事例があります。それは身体的弱者の救済措置です。 水害、地震等発生時自宅外の弱者(歩けない)をどういった手法で救済するかです。少なくとも2名の力が必要です。車で移動？それまでの手法？現時点でNo ideaです。この辺りについても助言いただきたい。	ご意見のとおり、身体的弱者を含む要配慮者の支援体制は重要な課題と考えます。 そこで20ページにおいて要配慮者の避難体制の明確化、15ページにおいて要配慮者等に寄り添う避難所設置及び運営について記載しています。 地域内の各団体と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の確立を図るとともに、要配慮者等の特性に応じた避難所環境の整備に取り組みます。 また、市内の先進的な取組を、防災出前講座や防災リーダー研修会等で発表するなど、全市的に情報共有していきます。
18	P20 【防災意識の向上】	全市民の自然災害に対する危機感の欠如。 2時間懸命に電話で避難をお願いしたが避難した人は結果として3割前後でした。 一人一人事情や言い訳やうちは2階があるからと言いますが大災害は従来の想像を超えるから大災害なのではないでしょうか。 異常気象が頻繁に発生する最近の地球温暖化から推測すると災害復旧しないうちにまた被害に遭うこともないとは言えない。 自分の事は自分が守る事を基本理念として官民一体で教育訓練するしかないと思う。	防災対策としては、河川改修や排水ポンプ設置などのハード事業だけでなく、ご意見のとおり市民や行政など、官民が一体となった防災意識の向上が必要です。 そこで17ページに記載のとおり、水位情報などの具体的な情報を提供していくことで、避難行動につなげていくよう努めていきます。 また20ページに記載のとおり、自主防災組織の強化や地域防災リーダーの育成など、命を守る行動として「自助」、それを地域で支えあっていく「共助」、これらを補完していく行政の取り組み「公助」、それぞれの連携を取りつつ、地域の防災力向上に取り組まします。

	該当箇所	いただいたご意見	市の考え方
19	P20 【自主防災組織の設立促進と組織強化支援】	「そうじゃ防災士の会」として行政と連携した支援をする。	20ページに記載のとおり、防災士の資格取得支援により防災エキスパートとして地域の防災をけん引するリーダーの育成を図るとともに、地域防災力の強化に取り組みます。
20	P20 【地域防災リーダーの育成】	「そうじゃ防災士の会」の会員を増やし、地区防災リーダーの育成に活用する。	
21	P20 【地域防災リーダーの育成】	市の補助金で取得した防災士に対して全員に「そうじゃ防災士の会」に入会するよう働きかける。さらにその他防災士取得者に入会を働きかけるなど防災士を活用する。	
22	P23 【総社流の災害対応力の発信】	各種イベントの中に防災啓発行事の取り込み 行政、自主防災組織、防災士が連携して安全・安心を売り物にしたイベントの開催で市内外にPRする。	23ページに記載のとおり、各種イベントを通じて、今回の災害における総社流の対応や先進的な取組を行った地区について市内外にPRしていきます。
23	P27 【被災者に寄り添う支援】	災害ケースマネジメントについて 現在の法律では、被災者について、住宅の被害を基準として支援が行われています。たしかに多くの被災者に公平かつ迅速に支援をするには、住宅の被害の程度を1つの基準とすることは必要であります。 しかし、自宅は被災してなくても、職場を災害で失ったり、障害を負ったことにより収入が減ってしまったたり、又は同じ程度の住宅被害でも世帯の人数や世帯に高齢者や子どもがいたりなど様々な被災の状況があります。 そこで、1人1人の被災の状況、生活状況にあった支援を行う災害ケースマネジメントの考え方を復興計画にも盛り込むことを提言します。 災害時の被災者支援の法律だけでなく、既存の福祉制度を活用しながら、貴市独自の支援制度も創設するなどして被災者を支援すべきです。 災害ケースマネジメントを実現するためには貴市職員や相談員のみではなく、医師、建築士、弁護士などの専門家との連携も必要となりますので、各専門家との連携も平時より進めていくことも提言致します。	27ページに記載のとおり、住宅の罹災区分による法制度に基づいた被災者支援だけではなく、本市では個々の被災状況、生活状況にあった支援を行うため、社会福祉協議会の復興支援センターを中心に被災者見守り支援活動を行っています。被災者への個別訪問により、日常生活の困りごとや住宅再建に向けた不安などをお聞きし、週に1回庁内の関係部署で組織した連絡会を行うことで、情報共有を図り、全庁体制で問題解決へ取り組んでいます。 また、14ページ、15ページに記載のとおり、防災協定を締結している医療団体や弁護士会などとの連携をさらに強化するとともに、新たな専門的な団体との連携を進めていき、今後も個々の状況に応じたきめ細やかな被災者支援を継続していきます。
24	P27 【被災者に寄り添う支援】	リバースモーゲージ型融資利子補給制度 リバースモーゲージ型融資は、高齢者にとって自宅を再建するための融資を受けることができる重要な制度です。貴市においても、リバースモーゲージ型融資を市民に周知し、倉敷市が実施しているリバースモーゲージ型融資の利子補給制度を貴市においても設立することを復興計画に盛り込むことを提言します。	高齢者の住宅再建において、リバースモーゲージ型融資は有効な制度であると認識しています。 27ページに記載のとおり、被災者の住まいの確保への継続的な支援として、復興支援センターを中心とした見守り活動のほか、定期的に関行される住まいの相談会などで、制度の周知を含めた住宅支援策について、情報提供を行っていきます。
25	P27 【被災者に寄り添う支援】	自然債務整理ガイドライン 上記のとおり、住宅再建のための融資を受けられることも重要ですが、災害前の債務を減らすことも重要ですので、自然債務整理ガイドラインの利用促進についても復興計画に盛り込むことを提言します。	被災者の住宅再建に関する支援については、27ページに記載のとおり、復興支援センターを中心とした見守り活動のほか、定期的に住まいの相談会を開催し専門家への相談が気軽に行える場を提供することで、個々の状況に応じた住宅再建を支援していきます。
26	P27 【被災者に寄り添う支援】	建築型応急仮設住宅について 先日、平成28年熊本地震の被災地の益城町の建築型応急仮設住宅を見学しましたが、益城町の建築型応急仮設住宅には、「風除室」と住宅の外に世帯毎の「倉庫」がありました。これらの設備は、入居後しばらくして設置されたそうです。貴市においても、建築型応急仮設住宅の充実の具体策も復興計画に含めることを提言します。	建設型仮設住宅については、西仮設住宅、昭和仮設住宅ともに、集会所を設けるなど、入居者の憩いの場や集会所スペースを確保しています。 いただいたご意見も参考にしながら、今後も引き続き入居者のニーズに応じた適切な施設の維持管理を行っていきます。また、27ページに記載のとおり、建設型仮設住宅以外で避難生活を余儀なくされている被災者へも住宅再建に関する自立に向けた支援を継続していきます。
27	P27 【復興住宅の整備事業】	災害公営住宅について 被災者に対する住宅支援の柱となる災害公営住宅を整備する時期・戸数・地域など可能な限り具体的に復興計画に含めることを提言します	被災者に対する住宅支援策として、27ページに記載のとおり、復興住宅を整備していきます。 復興住宅の整備については、見守り活動により被災者の住宅再建状況を把握したうえで、できるだけ早く具体的な内容について示していきます。
28	その他	公費解体の延長について 住宅の立て直しか、リフォームか(自宅を解体するか否か)を決断するのはとても難しい問題です。 先日、平成28年熊本地震の被災地である南阿蘇村の被災者の災害発生から3年目で経営していた旅館の解体ができたというお話も聞きました。 公費解体申請期間を延長すべきと考えます。早期に、申し込み期間の災害発生より短くとも3年間まで延長することを決定し、公表することを提言します。	公費解体の申請受付については期限を設けていますが、事前に相談のうえ、被災者の個々の状況に応じた寄り添った対応をしていきます。

	該当箇所	いただいたご意見	市の考え方
29	その他	復興計画作成における専門家の活用について 貴市の職員や災害の専門家により、復興計画を作成されることと思われませんが、復興には、貴市及び貴市に協力するあらゆる経験知見を活用する必要がありますので、弁護士などの法律専門家、医師などの医療専門家や社会福祉士などの福祉専門家など様々な専門家を、復興計画の作成に外部専門家として参画させることを提言致します。	復興計画の策定にあたっては、本市職員のほか、地区や各団体の代表者、過去に災害を経験した自治体の職員、また防災を専門的に研究されている大学教授など、さまざまな方の意見をお聞きしながら進めていますが、今後具体的な事業の実施にあたり、さらに専門的な見地からの意見が必要な場合は、各専門機関へ相談させていただきながら進めていきます。
30	その他	災害時における個人情報に活用について 災害時において、行政や民間団体を始め様々な団体が被災者支援に関わることを本災害で経験しました。その際に、被災者の個人情報を共有できていないことから、支援の重複、被災者の所在の把握が困難になるなど多くの弊害が発生しました。現在の個人情報保護法でも、災害時において、被災者の生命身体財産を守ることに必要であれば、個人情報を行政と支援団体や専門家が共有することは認められています。しかし、災害時において、どのような場合に上記のような個人情報共有を行って良いか現場の担当者の判断に任ずるのは負担が重すぎます。そこで、事前に災害時において、社会福祉協議会、医師、看護師、弁護士などの専門家又は専門家団体と個人情報を共有することを貴市の個人情報保護条例でも明記しておくべきと考えます。また、弁護士会などと事前に災害時に個人情報を共有する協定を締結しておくことも提言致します。	災害時における個人情報の取扱いについては、重要な課題であると考えております。今回の経験を踏まえ、災害時における関係機関等との個人情報の共有などその取扱いについて、いただいたご意見も参考にしながら検討していきます。